

お知らせ（令和7年5月14日）

令和7年5月9日（金）まで質疑の受付を行ったところ、プロポーザル説明書等を一部修正することになりました。修正箇所は次のとおりですのでご注意ください。

- 1 プロポーザル説明書の1ページ～2ページのプロポーザルの形式、参加資格の(1)プロポーザルの形式等の③を次のように修正します。
③JVの構成員の制限として、御坊市特定建設工事共同企業体取扱要綱の規定を準用し、JVの構成員数は3者以内、構成員の出資比率は、2者の場合30%以上、3者の場合20%以上とします。
ただし、設計監理業務事業者の最低出資比率は設けないものとします。また、JVの代表者（以下「代表構成員」という。）は、本業務の中心的役割を担う履行能力を持つ構成員とし、原則として、最大出資比率の構成員とします。
- 2 プロポーザル説明書4ページの提出書類の「特定建設工事共同企業体協定書」の項を「特定建設工事共同企業体協定書（案）（様式③）又は異業種特定建設工事共同企業体協定書（案）（様式③（その2））」に修正します。
- 3 異業種特定建設工事共同企業体協定書（案）様式③（その2）を追加掲載します。